

沖縄労働局発表
令和7年(2025年)3月27日(木)

担当
沖縄労働局 職業安定部
職業対策課長 比嘉淳二
地方障害者雇用担当官 座波尚子
電話:098-868-3701

報道関係者 各位

令和6年度 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく 地方公共団体への適正実施勧告の実施について

- 国及び地方公共団体については、障害者雇用促進法において、雇用状況に改善が見られない場合、適正実施を勧告できるようになっており、令和6年度においては9機関について、適正実施を勧告しました。

地方公共団体への適正実施勧告

沖縄県内の地方公共団体について、令和5年6月1日現在で法定雇用率を達成できておらず、令和6年1月1日を始期とし令和6年12月31日を終期とする障害者採用計画を作成した18機関に対し、法定雇用率の達成に向けた指導を行った結果、9機関において一定の改善が見られなかったため、適正実施勧告を行いました。

地方公共団体に対する指導の結果

雇用義務を達成した機関	3機関
障害者採用計画の実施率が50%以上である機関	6機関
計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っている機関	
勧告の対象となる機関	9機関(※)
合計	18機関

※沖縄市教育委員会 恩納村教育委員会 中城村教育委員会 西原町・西原町教育委員会
うるま市 北大東村 久米島町 名護市 宮古島市

<参考>

障害者雇用促進法では、障害者の雇用の促進するため、国及び地方公共団体の任命権者に対し、常時勤務する職員の一定割合(法定雇用率、2.8%。都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあっては2.7%)以上の障害者の雇用の義務付けています。法定雇用率を達成していない機関は、障害者採用計画を作成しなければならない(第38条第1項)ほか、厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、当該機関の任命権者に対して、障害者採用計画の適正な実施に関する勧告(適正実施勧告)を行えることになっています(第39条第2項)。

国等の機関（都道府県教育委員会を除く）に対する雇用率達成指導の流れ図

令和5年6月1日

法定雇用率未達成

令和6年1月1日

障害者採用計画の作成・実施
(1年間の計画)

令和6年12月31日

障害者採用計画の期間満了

令和7年3月

適正実施勧告

〔計画の終期において
基準(※)に該当する場合〕

(※)適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出基準は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ① 障害者採用計画の実施率が50%未満であること。
- ② 計画期間終期の実雇用率が、当該機関における計画始期の前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。